



児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 の現況届等について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に所得状況等を確認するため、現況届（所得状況届）の手続きが必要です。手続きをしないと、手当が支給されなくなることもありますので、必ず期限までにおいでください。

なお、対象者には文書で通知いたします（7月下旬発送）。

●手続きの期間

●児童扶養手当

令和2年8月3日（月）

～8月31日（月）

●特別児童扶養手当

令和2年8月11日（火）

～9月11日（金）

※いずれも土日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時

●手続きの場所

町民生活課 福祉支援班

③番窓口

●手続きに必要な書類

児童扶養手当

住民票謄本（令和2年8月1

日以降の分で、同一住所で世帯

分離している全ての世帯員の住

民票謄本）、認印等

・特別児童扶養手当

特別児童扶養手当証書、認印、

身体障害者手帳または愛護手帳

がある方は手帳等

※令和2年1月1日、鶴田町に

住民登録のなかった方は、令

和2年度の所得課税証明書を

前住所の市区町村から取り寄

せてください。

●制度について

●児童扶養手当

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されている家庭などに対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉増進を図るための制度

・特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図るための制度

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班

（内線163）

（公社）青森県シルバー 人材センター連合会 よりお知らせ

鶴田町シルバー人材センター

では、会員を募集しています。

あなたの知識や経験を活かして、一緒に働いてみませんか？

●対象

原則60歳以上の働く意欲のある方

●年会費

2500円（保険料含む）

●申込受付時間

午前8時15分～午後5時15分

※当月の作業に応じて、翌月に報酬（配分金）が支給されま

す。単価は作業内容によって異なります。

※内容は農作業、家事援助、草刈り、庭木の剪定、清掃、除雪その他軽作業などがあります。ご希望に応じて仕事を提供いたします

■問い合わせ・申込先

鶴田町シルバー人材センター

鶴田字沖津193（鶴遊館内）

TEL0173（22）3394

楽しく体験!! 第22回安全運転競技 大会のお知らせ

女性ドライバーの皆さん、初心にかえって日頃の運転を楽しく再チェック。お気軽にご参加ください。

●日時

9月6日（日）

午前9時30分～12時

●場所

五所川原モータースクール

●参加資格

普通自動車運転免許をお持ちの女性（運転経験・年齢不問）

●申込期限

8月31日（月）

■問い合わせ先

五所川原地区交通安全女性

ドライバーズクラブ 事務局

TEL0173（33）1688

6月の町税等納期

- 上下水道料金 7月分 [7/21(火)]
- 町営住宅使用料 7月分 [7/27(月)]
- 固定資産税 2期 [7/31(金)]
- 国民健康保険税 1期 [7/31(金)]
- 介護保険料 1期 [7/31(金)]
- 後期高齢者医療保険料 1期 [7/31(金)]

※【 】 納期限日

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

■相談先

教育委員会（内線210）

■相談日時

月～金曜日

午前8時30分～午後4時30分

（土日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さまの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

8月の相談日は次のとおりです。

■期 日 11日（火）

■相談時間 午前10時～午後3時

■場 所 国際交流会館1階 102研修室

給与所得者の個人住民税は全て「特別徴収」となります

給与所得者（従業員）の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業主）が給与から特別徴収（天引き）により納入することとされています。

このため、西北地域2市5町と西北地域県民局県税部では、原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、町が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年12回のため普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるという納税の便宜を図る目的があります。

■問い合わせ先

税務会計課 税務相談班
(内線122)

県外ナンバーの変更手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大を恐れ、県外ナンバーの車両に厳しい目が向けられているとの報道が全国各地であります。また「他県ナンバーですが県内在住者です」といった車両用マグネットも販売されているようですが、車検証に記載されている「住所」や「使用の本拠の位置」に変更があったときは、道路運送車両法によりその変更手続きを行わなければならない、そのまま使い続けると罰則も設けられています。

例えば、他県から単身赴任等で引っ越してきて住民票には異動がない場合でも、通勤に限らず買い物や観光など青森県内で主に使う（自動車の使用の本拠）のであれば変更登録（番号変更が伴います）の手続きが必要です。

これを機に手続きをお忘れの方は、申請していただきますようお願いいたします。

■問い合わせ先

東北運輸局 青森運輸支局
TEL 050(5540)2008



乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

乳幼児健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の乳幼児健診については対象となる方に、個別にご連絡いたします。

【4か月児健康診査】

- ・月 日 8月5日（水）
- ・対 象 令和2年3月生

【10か月児健康診査】

- ・月 日 8月5日（水）
- ・対 象 令和元年9月生

【7か月児健康相談】

- ・月 日 8月6日（木）
- ・対 象 令和元年12月生

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」として感染防止の3つの基本である

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗いの徹底や「3密（密集・密接・密閉）」を避ける

などの対策を、一人ひとりが日常生活の中で実践することが求められています。ご協力をお願いいたします。

感染症対策の実践とともに、夏場は熱中症にも十分に注意しましょう。

《熱中症予防のポイント》

- ・マスク着用時は激しい運動を避け、のどが乾いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- ・暑さを避け、少しでも体調が悪くなったら涼しい場所へ移動しましょう。
- ・エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。
- ・日頃から体温測定などの健康管理を

行い、体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で静養しましょう。

《相談窓口》

【感染について心配な方】

- ・厚生労働省電話相談窓口
TEL：0120-565653

- ・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）

TEL：0173-34-2108

【健康面・予防方法

について心配な方】

- ・電話相談窓口（青森県）

TEL：0120-123-801

- ・役場 健康保健課

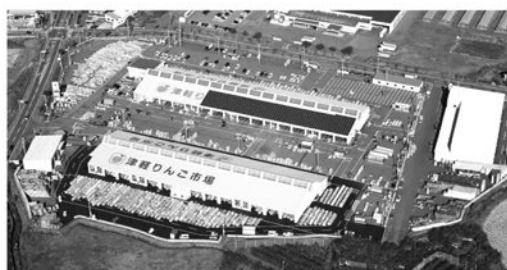
TEL：22-2111

■問い合わせ・申込先

健康保険課 健康長寿班

(内線131、132、133、136)

【有料広告】



未来を拓く りんご専門の産地市場



(株)津軽りんご市場

〒038-3684 北津軽郡板柳町大字三千石字二湯 21-3

TEL 0172(72)1211 FAX 0172(72)1229

ホームページ <https://tsugaruringo.jp/>

令和2年度 五所川原地区消防事務組合職員の募集について

☆試験案内および受験申込書

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課および各消防署（金木、市浦、鶴田、中里、小泊）で配布します（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）。また、五所川原地区消防事務組合ホームページでダウンロードができます。

☆申込期限

令和2年9月16日（水）

■試験に関する問い合わせ・受験申込先

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課
TEL：0173（35）4382（内線1010、1011）



試験職種	採用予定人員	受験資格	試験の日時・場所・内容
消防職(A)	4名程度	(1)平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者または令和3年3月に高等学校卒業見込の者 (2)採用時において 消防職(A) 五所川原市に居住できる者 消防職(B) 鶴田町に居住できる者 (3)身体が健全であること (4)視力（矯正視力含む）が両眼で0.8以上かつ一眼で0.5以上であること (5)自動車運転免許の普通免許（オートマチック車限定を除く。以下同じ）を所持している者、または採用の日までに普通免許を取得できる者（ただし、令和3年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者）で、採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第1次試験 ☆日時 10月18日（日） 午前9時～ ☆場所 五所川原消防本部 ☆内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定 第2次試験（予定） ☆日時 11月15日（日） ☆場所 消防職(A)消防本部 消防職(B)鶴田町役場 ☆内容 ①作文試験 ②面接試験 ③身体検査
消防職(B)	1名程度		

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、試験の日程、場所などを変更する場合があります。変更時には十分な対応を検討したうえで、受験者に対し直接ご連絡させていただきます。

甲種防火管理新規講習開催について

●開催日

再講習：9月2日（水）
新規講習：9月3日（木）・4日（金）（2日間）

●開催場所

五所川原地区消防事務組合消防本部 2階会議室（五所川原市中央四丁目130番地）

●受付期間

令和2年8月3日（月）～8月21日（金）

●定員

約50人
（先着順となります。定員になり次第、受付期間中であっても申し込みを締め切らせていただきます）

●受講料

再講習：1,540円
新規講習：3,750円 ※テキスト代および諸経費含む

●受講申込先

五所川原地区消防事務組合消防本部予防課または西北五地区の最寄りの消防署へ

■問い合わせ先

五所川原地区消防事務組合消防本部予防課 TEL：0173（35）2020
鶴田消防署 TEL：0173（22）2131

※申請書は五所川原地区消防事務組合ホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/shobo/>）からダウンロードできます。



申請期限
8月19日

忘れていませんか？ 特別定額給付金の申請

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国民に一律 10 万円が給付される特別定額給付金の鶴田町での申請締め切りは、令和 2 年 8 月 19 日（水）《当日消印有効》です。

●申請期限

【窓 口】 令和 2 年 8 月 19 日（水）

【郵 送】 令和 2 年 8 月 19 日（水）（当日消印有効）

【オンライン申請】 令和 2 年 8 月 19 日（水）まで

※期限後の受け付けはできませんので、期限厳守をお願いいたします。

郵送や窓口申請を行う場合は提出前に
必要書類のチェックをお願いします！

☐ 「特別定額給付金申請書」に必要
事項を記入

☐ 本人確認書類のコピーを用意する

☐ 通帳またはキャッシュカードのコ
ピーを用意する

（役場窓口で書類のコピーも可能です）

※世帯主以外の方が申請、受給する場合は
代理申請（受給）欄の記入および代理人
の本人確認書類が必要です。

◆本人確認書類

運転免許証、マイナンバー
カード、健康保険証、 など



申請がお済みでない方は、早めに申請してくだ
さい。締め切りを過ぎての申請は受理できません
ので、ご注意ください。

また、「申請書が届いていない」、「書類の書き方
が分からない」など、特別定額給付金に関するご
相談・お問い合わせ等は、下記までご連絡ください。

■問い合わせ・申込先

企画観光課 まちづくり班（内線261～263）

国際交流会館 1 階 ロビー：午前 8 時30分～午後4時30分（土日・祝日を除く）

下山鶴田町消防団長が新たに県消防協会長に就任いたしました

およそ 18,000 人にのぼる県内の消防団員をまとめる青森県消
防協会の第 27 代会長に、下山正彦鶴田町消防団長が 6 月 23 日
（火）付で就任しました。任期は 2 年間となっています。

消防団は、消防や防災に関する知識や技術を習得し、火災発生
時の消火活動、地震や風水害などの大規模災害発生時における救
助救出活動、避難誘導などに従事し、住民の皆さんの生命や財産
を守るために活躍しています。

下山会長は「地域住民の安全、安心を守る消防団の責務はこれ
からますます増大していく。有事の際は住民をしっかり守ってい
きたい」と話していました。

青森県の消防団員の数は年々減少傾向となっております。消防
団は随時、消防団員を募集しております。

■問い合わせ先

鶴田町消防署 消防団係 TEL：0173（22）2131



△新たに就任した下山県消防協会長